

答 申 書

平成24年10月12日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達監視委員会
委員長 矢部 丈太郎



平成24年7月23日付け12総用送第121号をもって諮問のあった公立学校の改築工事・公共調達に関する異議申入れについて、江戸川区公共調達基本条例第25条の2の規定により、下記のとおり答申する。

記

1 異議申入れの内容

公立学校の改築工事・公共調達による松江小学校、船堀小学校及び第二葛西小学校の入札結果に関して、大要以下の申入れがあった。

- 一. 1者入札と高い落札率の工事は「談合情報による対応事務マニュアル」による調査を行い、その経過と結果を公開すること。
- 二. 入札者数が少ない工事についてその原因を明らかにすること。
- 三. 総合評価点の合理的基準を設けて、それに達しない場合は入札手続きのやり直しを検討すること。
- 四. 公共調達の制度の欠陥をどう改善するかを検討し、そのあり方を明示すること。
- 五. この条例には処罰規定がないから、違約金特約条項や損害賠償請求を規定すること。

2 審議結果

当監視委員会は、3校の工事入札経過調書を精査した上で、事務局に対し必要な追加調査を行うよう指示し、その調査結果を基に、審議した結果、以下の事実を確認した。

1者入札は、松江小学校電気設備工事、船堀小学校空調設備工事、第二葛西小学校改築工事において見られた。また、落札率が高いのは、松江小学校給排水設備工事（99.4%）、船堀小学校給排水設備工事（99.7%）、第二葛西小学校給排水設備工事（99.5%）の3件において見られた。

これらの原因について、審議したところ、1者入札に関しては、工事を請け負いたいという希望は有していたものの、技術者の不足、手持ち工事との関係、工事の規模、収益性、提出書類の煩雑さ、社会的要請点の不足等の理由により入札に参加しなかったことが認められた。

また、落札率が高い理由としては、設計金額が低めに設定されており、採算性の限界に近いことなどの事情があったことが認められた。

なお、入札にあたり業者間で談合が行われたことを証するだけの事実は認められなかった。

3 答申内容

当監視委員会は、以上の審議結果から、本異議申入れに対しては、各々以下のとおり答申する。

- 一. 「談合情報に係る対応事務マニュアル」は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に定める通知及び談合に関する情報についての取り扱いを定めた区の事務処理に関するマニュアルであって本件に直接適用されるものではないが、これに準じた調査を行ったこと及びその結果を公表すること。
- 二. 入札者数が少ない理由について明確な原因は特定できないが、調査結果からいくつかの理由は推測することができること。
- 三. 落札者決定基準は、区の諮問に対する江戸川区公共調達審査会の答申に基づき、区が決定するものであるから、必要があれば所要の手続きを進めること。
- 四. 公共調達の制度改善については、必要があれば江戸川区公共調達審査会に諮問すること。
- 五. 違約金特約条項並びに損害賠償請求については、各工事請負契約約款において既に規定されているので、その旨を周知すること。

なお、今回の調査結果を今後の社会的要請型総合評価一般競争入札制度の運用の参考にすることを要望として付記する。